

令和3年（2021年）7月2日

西宮市政記者クラブ各位

西宮市税務部長

令和3年度（2021年度）市・県民税（普通徴収）の口座振替誤りについて

1. 概要

令和3年6月30日付で実施した「市・県民税（普通徴収）」の口座振替について、口座振替の登録をされている方から、「市県民税の税額の通知が届いていないのに、引き落としされている」とご連絡がありました。

調査したところ、本来、7月に税額通知を送付してから8月31日に口座振替をすべき対象者分のデータを、誤って6月30日の振替データに含めて生成し金融機関に口座振替の依頼をしたため、税額の通知または変更通知が届く前に登録口座から振替を行ったことが判明しました。また、既に課税されている方で税額変更となっている方については、本来の6月30日に振替となる税額ではなく、変更後の8月に振替となる税額で6月30日に振替していました。

2. 内容詳細

①8月以降に新規課税、または、増額課税となる予定であった方

合計48名、合計金額 +46,346,200円

（最大：0円→25,129,000円 最小：29,600円→35,400円）

②8月以降に減額課税される予定であった方

合計19名、合計金額 -2,043,300円

（最大：12,105,400円→10,485,500円 最小：3,600円→2,800円）

（注）下線部が6月30日に振替した金額

3. 経過

- | | |
|----------------|------------------------------|
| (1) 口座振替日 | 6月30日（水）（全体件数 7,709名のうち67名分） |
| (2) 判明日 | 6月30日（水） |
| (3) 該当者への説明開始日 | 7月1日（木） |

4. 対応

現在、順次該当者の方にお電話にて謝罪、ご説明させていただくとともに、あらためて今後のご案内をお送りする予定です。

現時点で振替金額が過大となっている方には振替口座にお返しし、あらためて本来の振替日である8月31日に振替を行います。また、振替金額が過少となっている方は、8月の税額通知で今回振替した金額と一致するため、そのままとします。

5. 原因

6月30日（水）の口座振替データを生成する際、誤って8月31日（火）に振替すべき金額のデータも取り込んでしまったことによります。また、データ生成作業過程において、その誤りを発見できませんでした。

6. 対策

今一度、口座振替のデータ生成の際の手順を見直し、担当者への教育、複数人での確認など、体制を強化してまいります。

今回のような誤りを発見できなかった経緯を踏まえ、抜本的な対策としてデータ生成のシステム化による人的ミスの軽減を検討します。

7. 見解

本市において、今回のような誤りが発生したことにつきまして、深くお詫び申し上げます。

今後、同様の誤りを起こさぬよう、再発防止対策を進めてまいります。

以 上

【問合せ先】

西宮市財務局税務部

税務管理課長 日下

電話：0798-35-3232

FAX：0798-22-3920

口座振替データの生成スケジュール

(1) 本来



(2) 今回

